

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

久留米市長

市町村名 (市町村コード)	久留米市 (402036)
地域名 (地域内農業集落名)	小森野地域 (下、上園、二丁地、高野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年9月11日 (第2回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

小森野地域は入作が少なく、佐賀県(鳥栖市)へ出作する耕作者が多い。地域の米麦耕作は集落営農組織が中心に担っており、作業受託含め地域の農地の活用率が高いが、若手が少なく、後継者は不足している。主要な農作物は米、麦および野菜(キャベツ、キュウリなど)であり、複合農業を中心としている。小森野地域は明治頃に捷水路(しょうすいろう)工事で土地をかさ上げして作った農地があり、場所によっては土壌が悪く、砂地もある。また区画整備が実施された時期が古く、道幅や1筆あたりの面積が狭小であるため、大区画化や施設の再整備を進めたほうが良いという声がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

将来の地域農業における農作物は、現状と同様に土地利用型農業と園芸農業を中心とした複合経営が想定されている。そのため、基本的には現状をいかに維持していくかを検討する必要がある。野菜の生産品目は耕作者に依存するため、農業としての継続性をどう確保するかが課題となる。米や麦を継続的に生産していくためには、大規模化が避けられず、中間管理機構を活用した集約化を進めるべきである。しかし、これには高低差や畦畔除去といった課題が伴い、また収益面で次世代の担い手を確保することが困難である。そのため、人と農地の課題に総合的に取り組む必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	57.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	57.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業上の利用は、原則として農振農用地の範囲と同一としているが、隣接市まで含めた農地を一体的に活用していく。住宅地と農地の棲み分けは現状を維持する。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現状を維持し、耕作放棄地を出さないためにも、認定農業者や集落営農法人を中心に集積を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集約の必要性がある農地については、中間管理機構を通じた活用を検討していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域内の農地の基盤整備は一定完了しているが、大区画化に向けて畔を取るとか、狭い農道を再整備するなど、継続性を見据えた検討が必要。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市や県、JAなどの研修を活用していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
若手耕作者が少なく後継者不足であるため、シルバー人材センターの活用や定年退職者の確保を視野に入りたい。これらのマッチングシステムがあればよい。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥類による種粃や苗などの被害が多い。音や光等による撃退や防鳥ネットを整備していく。

【令和7年度:座談会結果】

地域内の農地集積率は低いが、集落営農組織等による作業受託含め地域内の農地の殆どはカバーされている。一部発生している遊休農地の活用、狭小な農道や農地の拡張や大区画化は補助事業の活用含め検討していく。集落営農組織の後継者不足は引き続き課題。